

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【公開番号】特開2001-122329(P2001-122329A)

【公開日】平成13年5月8日(2001.5.8)

【出願番号】特願平11-306611

【国際特許分類第7版】

B 6 5 D 75/36

【F I】

B 6 5 D 75/36

【手続補正書】

【提出日】平成16年6月2日(2004.6.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

商品収納部2を備えたブリスター本体3と、商品収納部2の背面開口を塞ぐ台紙4とを有し、商品収納部2の上方に、商品陳列用のフック5に吊り下げ支持されるショルダー部6が片持ち梁状に設けてあるディスプレイパッケージ1であって、

ブリスター本体3と台紙4とは、同一外形形状に形成されていて、両者3・4の外郭線に沿って設定した実質的に平坦な接着部7において一体に接着されており、

商品収納部2の下壁12に、商品重量を負担する脚部13が下向きに膨出形成されており、

ショルダー部6を含む商品収納部2より上方の掛止部15において、台紙4の強度を補う補強体16が、ブリスター本体3の前面に膨出形成されているディスプレイパッケージ。

【請求項2】

補強体16が、ショルダー部6に沿って横長に形成した第1リブ17と、ショルダー部6の突出基部の狭隘部18に設けた縦向きの第2リブ19とを含む請求項1記載のディスプレイパッケージ。

【請求項3】

第1リブ17が、上下の接着部7・7間に膨出形成されており、

第2リブ19が、左右の接着部7・7間に膨出形成されている請求項2記載のディスプレイパッケージ。

【請求項4】

ショルダー部6のフック5への掛止縁に、ダブルフック用の第1掛止縁10と、シングルフック用の第2掛止縁8とが設けてある請求項1記載のディスプレイパッケージ。